

## 群馬県燃油高騰対策支援金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県燃油高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）（以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第3条第1項第1号に規定する事業をいう。
- (2) 自主運行路線 令和5年4月1日時点において、群馬県内を運行経路に含み、市町村等からの委託又は全額欠損補助を受けていない路線の乗合バス事業をいう、なお、本要綱における自主運行路線は道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1項第1号に規定する路線定期運行の形態に限るものとする。
- (3) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。）に規定する次のア、イ又はウのいずれかの事業をいう。
  - ア 一般貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。
  - イ 特定貨物自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。
  - ウ 貨物軽自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。

### (交付の目的)

第3条 この支援金は、運輸事業者等が受ける燃油高騰の影響を緩和し、運輸・運送事業の縮小による県民の生活への影響を防止することを目的とする。

### (支援対象期間)

第4条 支援対象期間は、令和6年1月12日から令和6年3月31日までとする。

### (支援対象事業者)

第5条 対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす一般乗合旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者とする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般乗合旅客運送事業者のうち、群馬県内で自主運行路線の運行を行っていること。
- (2) 貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業を営んでいること。
- (3) 令和5年4月1日の時点において、群馬県内に本社又は営業所を有していること。
- (4) 申請時点において休業又は廃業しておらず、今後も継続する意思を有していること。
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者については、GunMaaS普及促進等の取組に関する計画を有していること。

- (6) 貨物自動車運送事業者については、環境・エネルギー対策等の取組に関する計画を有していること。
- (7) 県税に未納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的な又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

（支援金の額）

第6条 支援金の額は、予算の範囲内で別表1に定めるものとする。

（支援金の交付の申請）

第7条 支援対象事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可書の写し。又は貨物自動車運送事業法第3条に基づく貨物自動車運送事業の許可書の写し。
- (2) 令和5年4月1日の時点において、一般乗合旅客自動車運送事業のうち自主運行路線で使用している車両又は貨物自動車運送事業に使用している車両について証する書類（車両の車検証の写し）
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、GunMaaS普及促進に係る取組み計画書（様式第2号）
- (4) 貨物自動車運送事業者にあつては、環境・エネルギー対策に係る取組み計画書（様式第3号）
- (5) 県税に滞納がないことを証する書類
- (6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (7) その他申請に必要な書類

（交付申請の回数）

第8条 交付申請の回数は、事業者1社につき1回とする。

（交付の決定及び通知）

第9条 知事は、第7条の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上で交付決定を行い、様式第4号により支援対象事業者に通知し、支援金を交付する。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付決定の取消し）

第10条 知事は、支援対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって支援金の交付を受けたとき。

(支援金の返還)

第11条 知事は、支援金の交付の決定を取消しした場合において、既に支援金が交付されているときは、様式第5号により、その返還を命じるものとする。

(書類の整備)

第12条 支援対象事業者は、支援金の交付に係る帳簿及び書類を備え、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(状況報告)

第13条 支援対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第6号による事業状況報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 支援金の額及び対象車両

対象	支援金の額	対象車両	備考
一般乗合旅客自動車	1台あたり 15千円	県内で届出（道路運送法第15条第3項に規定する届出をいう。）されており、自主運行路線で使用されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、交付申請日時点の車両の数を上限とする。	
貨物自動車・特定貨物自動車（霊柩車を除く）	1台あたり 10千円	県内で届出（貨物自動車運送事業法第9条に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、交付申請日時点の車両の数を上限とする。	1事業者あたり 計100台を上限とする。
貨物軽自動車	1台あたり 3千円	県内で届出（貨物自動車運送事業法第9条に規定する届出をいう。）されている車両数（休車しているものを除く。）のうち、交付申請日時点の車両の数を上限とする。	

附 則

- 1 この交付要綱は、令和6年1月12日から施行する。